

電気通信大学UECポストドク研究員に関する規程

平成22年 3月19日

改正

平成23年 3月29日

平成30年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、博士号を取得した優秀な若手研究者に対し、電気通信大学においてUECポストドク研究員として、主体的に研究に従事する機会を提供するために必要な事項を定め、もって我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の育成に資することを目的とする。

(職務内容)

第2条 UECポストドク研究員は、受入教員の指導のもと、研究計画に基づき研究に従事することを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 UECポストドク研究員は、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則に規定する特任研究員とする。

(選考)

第4条 UECポストドク研究員の選考については、国立大学法人電気通信大学特任研究員及び特任研究支援員の選考のための審査に関する規程による。

(給与の取扱い)

第5条 UECポストドク研究員の給与の決定における国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程別表第4の適用において、その職務は助教相当とする。

(雑則)

第6条 前条までに規定するもののほか、UECポストドク研究員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行し、平成31年4月1日以降を任期の始期とする募集により選考されたUECポストドク研究員に適用する。
- 2 平成31年3月31日以前を任期の始期とする募集により選考されたUECポストドク研究員については、なお従前の例による。